

学校法人松商学園 内部統制システム整備の基本方針

本法人は、2025年3月26日、理事会において、理事の職務執行が法令・寄附行為にて適合すること及び業務の適正を確保するための体制の整備に関し、本法人の基本方針を以下のとおり決定した。

1 経営に関する管理体制

- (1) 理事会は、定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令・寄附行為に従い、必要な事項については評議員会の意見を聴いたうえで、業務執行上の重要事項を審議・決定するとともに、理事の職務執行を監督する。
- (2) 寄附行為及び寄附行為施行細則に基づき、理事会及び評議員会の役割、権限及び体制を明確にし、適切な理事会及び評議員会の運営を行う。
- (3) 寄附行為、理事会及び常任理事会の決定に基づき、業務を執行する理事の担当業務を明確化し、事業運営の適切かつ迅速な推進を図る。
- (4) 理事会・常任理事会・評議員会等の重要な会議の議事録その他理事の職務執行に係る情報については、寄附行為、学校法人松商学園組織管理規程及び学校法人松商学園文書保存規程等に基づき、適切に作成、保存及び管理する。

2 リスク管理に関する体制

- (1) 学校法人松商学園リスク管理規程等の諸規程に基づいて、役割権限、リスクの評価方法、リスク対応方法等を明確にしたうえ、理事長を責任者とするリスク管理体制を構築するものとする。
- (2) 学校法人松商学園リスク管理規程に基づき、リスク管理体制及び想定されるリスク毎の評価、見直し等を行い、再発防止に取り組む。
- (3) 研究活動について、研究費の適正経理、研究不正の防止及び知的財産の保護を確保するため、規程等を定めるとともに、必要な措置を講じる。

3 コンプライアンスに関する管理体制

- (1) 理事及び職員の職務執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制を整備するため、コンプライアンスに関する諸規程を定めるものとする。
- (2) 法令・寄附行為違反等の行為が発見された場合には、迅速に状況を把握するとともに、必要に応じて外部専門家と協力しながら適正に対応する。

4 監査環境の整備（監事の監査業務の適正性を確保するための体制）

- (1) 監事が職務を補助する職員を（以下「補助職員」という。）を置くことを求めた場合、法人は、監事の求めを尊重し、補助職員を配置することを検討するものとする。
- (2) 補助職員は、監事の指揮命令下で監事の職務を補助する職務を行い、監事以外からの指揮命令を受けないものとする。

- (3)理事及び職員は、職務執行状況等について、監事又は監事の指示を受けた補助職員が報告を求めた場合、速やかにこれに応じるものとする。
- (4)理事又は職員は、本法人に著しい損害を与えるおそれのある事実または法令、寄附行為に著しく違反する行為等を発見したときは、直ちに理事長、代表業務執行理事、常務理事、監事及び法人事務局長に報告する。
- (5)理事又は職員等は、不正の目的なく監事に報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを受けないものとする。
- (6)監事が職務の執行について本法人に対して費用の前払又は償還、債務の債権者に対する弁済の請求をしたときは、本法人は、当該請求に係る費用又は債務が当該監事の職務の執行に必要でないこと証明した場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。
- (7)本法人は以上の監査環境の整備について、学校法人松商学園監事監査規程及び学校法人内部監査規程等に定めるものとし、同規定の改廃については監事と協議を行うものとする。

5 本方針の改廃

本方針の見直しの必要性が生じた場合は、理事会の決議により改正するものとする。

附 則

この基本方針は、2025 年4月1日から施行する。